

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第二条関係）

改正案

現行

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）  
え）

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）  
え）

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

  

第二百六十八條第二項、第三項及び第四項	株主	投資主
会社	株主	投資主
	会社	投資法人

  

第二百六十八條第二項及び第三項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主	投資主
会社	株主	投資主
	会社	投資法人

第二百六十八條第五項	第二百六十六條第五項	会社	投資法人	第二百六十八條第六項	会社	投資法人	第二百六十八條第七項	株主	会社	第二百六十八條第八項	会社	投資法人	第二百六十八條第八項	株主總會	第二百六十六條第九項	監査役
		投資信託及び投資法人に関する法律第三十四條の八第三項ニ於テ準用スル商法第二百六十六條第五項			投資法人						投資主			投資主		監督役員

(新設)																
(新設)																
(新設)																

第二百六十八条ノ 二第一項及び第二 項		株主	投資主
(略)	(略)	会社	投資法人
(略)	(略)	(略)	(略)

(設立企画人に関する読替え)

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第百九十六条にお いて準用する第二 百六十八条第二項	株主	投資主
会社	投資法人	投資法人

(新設)		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(設立企画人に関する読替え)

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第百九十六条にお いて準用する第二 百六十八条第二項	株主	投資主
会社	投資法人	投資法人

第百九十六條において準用する第二百六十八條第五項	第百九十六條において準用する第二百六十八條第七項		第百九十六條において準用する第二百六十八條第六項	第百九十六條において準用する第二百六十八條第八項	第三項及び第四項
	会社	株主			
投資法人	投資法人	投資法人	投資法人	投資法人	投資法人
投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項

(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	及び第三項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>第百九十六条において準用する第二 百六十八条第八項 において準用する 第百六十六条第九 項</p>	株主総会		投資主総会
	監査役	監督役員	
<p>第百九十六条において準用する第二 百六十八条ノ二第 一項及び第二項</p>	株主 会社	投資主 投資法人	
(略)	(略)	(略)	

2 (略)

(執行役員及び監督役員に関する読替え)

第七十一条 法第百十条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--	--	--

(新設)	(新設)		(新設)
	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	

2 (略)

(執行役員及び監督役員に関する読替え)

第七十一条 法第百十条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--	--	--

第二百六十八條第 七項	第二百六十八條第 六項	第二百六十八條第 五項	第二百六十八條第 第四項	規定	読み替える商法の 規定
株主	会社	会社	会社	株主	読み替えられる字句
投資法人	投資法人	投資信託及び投資法 人に関する法律第百 九条第四項	投資法人	投資主	読み替える字句

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	規定	読み替える商法の 規定
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	株主	読み替えられる字句
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	投資法人	読み替える字句

八項		第二百六十八條第八項において準用する第二百六十六條第九項	株主總會 監査役	投資主總會 監督役員
第二百六十八條ノ二第一項及び第二項		株主 会社	投資主 投資法人	
第二百六十八條ノ二第三項		株主	投資主	
第二百六十八條ノ三第一項		会社 株主	投資法人 投資主	

2、4 (略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)  
第七十四條 (略)

2、3 (略)

(新設)		(新設)	(新設)	(新設)
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)
第二百六十八條ノ二第三項		株主	投資主	
第二百六十八條ノ三第一項		会社 株主	投資法人 投資主	

2、4 (略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)  
第七十四條 (略)

2、3 (略)

4 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第三項、第四項及び第六項並びに第二百六十八條第二項、第三項及び第四項	株主	投資主
第二百八十条ノ十	第二百六十六條第五	投資信託及び投資法

4 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第三項、第四項及び第六項、第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項	株主	投資主
(新設)	(新設)	(新設)

<p>一第二項において 準用する第二百六 十八条第五項</p>	<p>項</p>	<p>人に関する法律第百 九条第四項</p>
<p>第二百八十条ノ十 一第二項において 準用する第二百六 十八条第七項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第二百八十条ノ十 一第二項において 準用する第二百六 十八条第八項にお いて準用する第二 百六十六条第九項</p>	<p>株主総会 監査役</p>	<p>投資主総会 監督役員</p>
<p>第二百八十条ノ十 一第二項において 準用する第二百六 十八条ノ二並びに 第二百六十八条ノ 三第一項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

5  
(略)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)
第二百六十八条第二項、第三項及び第四項	株主 会社	投資主 投資法人

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

5  
(略)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(略)	(略)	(略)
第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	株主 会社	投資主 投資法人

第二百六十八條第五項	会社	投資法人
	第二百六十六條第五項	投資信託及び投資法人に関する法律第九條第四項
第二百六十八條第六項	会社	投資法人
	第二百六十八條第六項	投資法人
第二百六十八條第七項	会社 株主	投資法人 投資主
	第二百六十八條第七項	投資法人 投資主
第二百六十八條第八項	会社	投資法人
	第二百六十八條第八項	投資法人
第二百六十八條第八項において準用する第二百六十六條第九項	株主總會 監査役	投資主總會 監督役員
	第二百六十八條第八項において準用する第二百六十六條第九項	投資主總會 監督役員
第二百六十八條ノ二第一項及び第二	株主	投資主
	第二百六十八條ノ二第一項及び第二	投資主

(新設)	(新設)	(新設)

項	会社	投資法人
(略)	(略)	(略)

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百九十四条ノ二第四項において準用する第二百六十七條第三項、第四項及び第六項並	株主	投資主

(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百九十四条ノ二第四項において準用する第二百六十七條第三項、第四項及び第六項、	株主	投資主

<p>ひに第二百六十八 条第二項、第三項 及び第四項</p>	<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十八条第五項</p>	<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十八条第七項</p>	<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十八条第八項にお いて準用する第二 百六十六条第九項</p>	<p>第二百六十六条第五 項</p>	<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第百 九条第四項</p>	<p>株主</p>	<p>株主総会 監査役</p>
		<p>投資主</p>	<p>投資主総会 監督役員</p>				

<p>第二百六十八条第 二項及び第三項並 ひに第二百六十八 条ノ二第一項及び 第二項</p>	<p>(新設)</p>						
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>第二百九十四条ノ 二第四項において 準用する第二百六 十八条ノ二並びに 第二百六十八条ノ 三第一項</p>	株主	投資主
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)